

## 役員報酬規程（2016年）

### （総則）

第一条 この規程は、社会福祉法人楽晴会の役員の報酬について定める。

### （役員）

第二条 この規程で役員とは、社会福祉法人楽晴会定款の定めにより選任された理事及び監事をいう。

- 2 役員は常勤役員と非常勤役員とする。
- 3 常勤役員は、理事長、常務理事、常勤理事とする。
- 4 他の役員は、非常勤理事、非常勤監事とする。

### （報酬の支払い）

第三条 役員の報酬は、全額通貨で直接役員に支払うものとする。ただし法令に基づき控除すべきものがある場合は、その全額を控除して支払う。

### （役員報酬の年の総額）

第四条 常勤の役員報酬の年総額は、前年度の経営活動を勘案し、3月の役員会で支給すべき総額の上限を決定する。

### （個々の役員報酬額）

第五条 前条による年総額のうち、個々の常勤役員に支給される金額は、役員会が理事長に委任し、その内訳を理事長が決定する。

- 2 ただし次の金額を上回らない範囲で理事長は決定し、それぞれの役員に給与辞令を交付する。

理事長	月額ベース	160万円未満
常務理事	月額ベース	85万円未満
常勤理事	月額ベース	67万円未満

- 3 楽晴会経営成績に影響がないときは、前項月額上限の年ベースを超えない範囲内において、役員賞与を支給することができる。
- 4 役員の責任において特段の経営危機に瀕する場合は、理事長の内訳により役員賞与は返還されることがある。

5 主に役員個人の車両が業務に使用される場合の交通費は、法人の指定するカード決済で支給する。その際でも私的使用がある場合は、予め書面を用意し精算しなければならない。

(1)これによらない場合は、旅費規程に準ずる。

(2)非常勤の交通費はこれを法人が弁済する(タクシー券の利用等)

6 楽晴会の信用・名誉を失墜するような行為がある場合は、減額・支給停止する。

#### (非常勤役員報酬)

第六条 非常勤役員の報酬は、次に掲げるものとする。

2 活動に必要な交通費、宿泊費は別途実費相当の支給をする。

3 定時役員会(3月、5月) 理事・監事 5万円

4 臨時役員会(8月、11月) 理事・監事 5万円

5 研究発表会等公式行事 理事・監事 2万円

6 監事による監査 監事 5万円

#### (報酬の支払日)

第七条 常勤役員並びに非常勤役員の報酬は毎月末日に締めて、翌月15日にその月の役員報酬を支払う。

#### (退職金の支給)

第八条 役員退職金は別に定める。

#### (規程の改定)

第九条 この規程は理事会の承認により、随時改訂することができる。

#### (施行日)

第十条 この規程は平成13年1月12日から施行し、施行後に退職する役員に対して適用する。

平成13年 1月12日施行

平成16年10月21日改定

平成21年 1月17日改定

平成26年 8月25日改定

平成28年 3月 9日改定

## 役員報酬についての補足事項

平成 27 年度事業活動計算書の人件費には常勤役員及び非常勤役員に対する報酬が含まれており、計上額はそれぞれ以下の通りとなっております。

1. 常勤役員に対する報酬 29,042,000 円

※上記報酬額は常勤役員 3 名に対する報酬の合計額となっております。

2. 非常勤役員・評議員に対する報酬 1,629,710 円

※上記報酬額は非常勤役員・評議員延 27 名に対する報酬の合計額となっております。

3. 役員報酬計（上記「1」と「2」の合計） 30,671,710 円

以上